

平成28年度「地域要望」の回答について

所管課	コミュニティ協議会												合計	率
	新飯田	茨菅根	庄瀬	小林	臼井	大郷	鷲巻	根岸	大通	白根	味方	月潟		
建設課	17	10	14	14	11	10	17	11	17	39	7	23	190	93.6%
建設課以外 計	2	0	1	0	0	1	0	0	1	5	0	3	13	6.4%
内訳	区民生活課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5%
	健康福祉課	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1.5%
	産業振興課	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.5%
	総務課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1.0%
	地域課	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.5%
	南区教育支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1.0%
	その他 (建築部建築行政課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.5%
合計	19	10	15	14	11	11	17	11	18	44	7	26	203	100%

建設課所管分以外対応状況

内訳	コミュニティ協議会						合計	率	
	新飯田	庄瀬	大郷	大通	白根	月潟			
要望数	2	1	1	1	5	3	13	100.0%	
既に対応したもの	実施済みのもの	0	1	0	0	1	1	3	23.1%
	代替案を提案したもの	0	0	1	0	3	1	5	38.5%
	予算要望等しているもの	0	0	0	1	0	1	2	15.4%
現時点で対応できないもの	2	0	0	0	1	0	3	23.1%	

平成28年度 「地域要望」 における建設課所管事業の回答内容について

【市所管分】

回 答 内 容	コ ミ ュ ニ テ イ 協 議 会												合 計	率
	新飯田	茨曾根	庄瀬	小林	白根	白井	大郷	鷺巻	根岸	大通	味方	月潟		
今年度整備予定（整備済み含む）としたもの	3	0	2	0	5	0	0	2	0	1	0	1	14	8%
来年度以降整備可能としたもの	2	2	4	3	14	2	3	3	2	3	1	4	43	25%
条件付きで整備が可能なもの	4	3	4	6	8	2	2	8	3	5	2	11	58	34%
今後5年以内に整備を必要としないもの	8	5	4	3	9	4	4	1	6	4	1	6	55	32%
合 計	17	10	14	12	36	8	9	14	11	13	4	22	170	100%

【国土交通省北陸地方整備局・新潟県・新潟南警察署・関係土地改良区所管分】

回 答 内 容	コ ミ ュ ニ テ イ 協 議 会												合 計	率
	新飯田	茨曾根	庄瀬	小林	白根	白井	大郷	鷺巻	根岸	大通	味方	月潟		
今年度整備予定（整備済み含む）としたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5%
来年度以降整備可能としたもの	0	0	0	0	1	1	1	3	0	1	1	0	8	40%
条件付きで整備が可能なもの	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	5	25%
整備を必要としないもの	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	1	0	6	30%
合 計	0	0	0	2	3	3	1	3	0	4	3	1	20	100%

【合 計】

回 答 内 容	コ ミ ュ ニ テ イ 協 議 会												合 計	率
	新飯田	茨曾根	庄瀬	小林	白根	白井	大郷	鷺巻	根岸	大通	味方	月潟		
今年度整備予定（整備済み含む）としたもの	3	0	2	0	5	0	0	2	0	2	0	1	15	8%
来年度以降整備可能としたもの	2	2	4	3	15	3	4	6	2	4	2	4	51	27%
条件付きで整備が可能なもの	4	3	4	6	8	3	2	8	3	7	3	12	63	33%
（今後5年以内に）整備を必要としないもの	8	5	4	5	11	5	4	1	6	4	2	6	61	32%
合 計	17	10	14	14	39	11	10	17	11	17	7	23	190	100%

平成28年度「地域要望」における基本的な整備などの方針

南区役所建設課

1 道路拡幅

人家連坦地域で重要な道路を優先的に整備しています。但し、道路脇に官地がある場合を除き、隣接土地所有者からの用地無償寄付が必要となります。

2 舗装新設

人家連坦地域を優先的に整備しています。

3 舗装修繕

路面管理については、建設課で道路パトロールを実施し、危険箇所については安全に通行できるよう必要な修繕を随時行っております。

また、大規模な修繕については、幹線道路やそれに準じる道路を優先的に行っております。

4 側溝整備や水路改修

道路冠水などの浸水箇所を優先的に整備しており、浸水箇所の被害軽減のための側溝新設や低地などで著しい排水不良箇所の整備を行っております。

5 歩道設置

通学路を優先的に整備しています。

道路脇に官地がある場合を除き、隣接土地所有者からの用地無償寄付が必要となります。

6 ガードレール、カーブミラー、交差点のカラー化などの交通安全施設設置

各地域のほか南区交通安全協会の各支部からも要望がありますが、現地調査のうえ、「交通事故の危険性が高いもの」を優先的に整備しています。

なお、交通安全協会の各支部にも同様な回答をさせていただきます。

7 照明灯設置

道路の照明灯については交差点や横断歩道箇所及びその他急カーブなどの危険箇所について設置しているもので、それ以外については、「防犯灯」として市の助成制度を利用させていただきたいと考えております。

また、公園については、基本的に夜間利用は考えておらず、近隣にお住まいの方も含め協議が必要であることから、防犯・防災面も含め地域と協議させていただきたいと考えております。

8 除雪路線追加

除雪業者が減少していることから、基本的に新設道路などについてのみ追加を行っております。

9 市道認定

原則として市道認定基準は6 m以上となっております。それ以下について新規認定は難しいです。

10 国・県・関係土地改良区への要望

各機関へ「要望書」として提出し、回答は後日お知らせします。

「地域要望」における建設課所管事業の回答方式フロー

